

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び
職業生活の充実等に関する法律の一部を改正する法律
の施行に向けた主な検討事項

【省令事項】（一部改正）

- ① 正規雇用労働者の中途採用比率の公表の方法（公表の手段、公表の頻度、及び公表の対象となる事業年度の期間）
- ② 正規雇用労働者の中途採用比率の公表の対象となる通常の労働者に準ずる者の範囲
- ③ 新規学卒等採用者の定義規定に関する事項（学校教育法に規定される学校以外の施設の範囲、卒業等が見込まれる者に準ずるもの等の範囲）